

○学生心得

昭和 46 年 2 月 17 日

第 1 章 届出書類

第 1 条 入学に際しては、所定の書類を指定された窓口に提出する。

第 2 条 氏名の改称、本籍、住所、保証人の住所の変更、その他身上に異動があった場合は、直ちに学生生活課に所定の届出を行う。氏名の改称の届出に際しては、戸籍抄本を添える。

第 2 章 学生証

第 3 条 学生証と在籍確認シールは、所定の手続に従い学生生活課において入学した時に交付をうけ、毎年 4 月に在籍確認シールのみ更新する。

第 4 条 学生証は、保全に留意して常に携帯し、教職員の求めに応じて直ちに提示する。

第 5 条 学生証は、貸与してはならない。

第 6 条 学生証を失った場合は、直ちに所轄警察署と学生生活課に届出る。

第 7 条 学生証を失った場合は、すみやかに所定の手続に従って学生証の再交付をうける。

第 8 条 学生証は、卒業、退学、除籍の場合に直ちに学生生活課に返却する。

第 3 章 学費

第 9 条 授業料、その他、所定の学費は、所定の期日までに所定金額の全額を経理課に納める。

第 10 条 授業料、その他、所定の学費を規定どおりに納めることができない場合は、所定の期日までに学生生活課に届出たうえ、所定の手続をとる。

第 11 条 大学は、学費の納付に際しては、学費以外の納入金をあわせて納付させることがある。

第 4 章 健康診断

第 12 条 毎年、定期に行う健康診断は、必ず受けなければならない。

第 5 章 伝達

第 13 条 大学は、掲示によって伝達を行う。ただし、放送、通信、その他をもって掲示に代えることがある。

第 14 条 呼出しを受けた者は、直ちに出頭するものとし、出頭することができない場合は、直ちに方法を講じて連絡をとらなければならない。

第 6 章 附則

第 15 条 前条までの規定を守らない場合は、受験、各種証明書の受領、その他の資格を失うことがある。

第 16 条 その他、学生が学内において守らなければならない事項は、所定の規則と大学の指示による。

第 17 条 この心得の改廃は、学生部委員会及び全学教授会の議を経て、学長が行う。

第 18 条 この心得は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。